

**公益財団法人 愛知県がん研究振興会**  
**第42回(平成29年度)がんその他の悪性新生物研究助成 募集要項**

---

**1 研究助成の趣旨**

愛知県がん研究振興会は、がんに関する研究を奨励し、がんの最新診断治療技術の開発、普及を促進、健康と福祉の増進に寄与することを目的とし、多数の方からの寄附金や基本財産の運用益により助成事業を行っています。

この助成金は、がんその他の悪性新生物に関する研究の発展、最新の診断治療の開発、普及のため、愛知県内で医療、研究に従事する者に対し交付し、がん医療の向上に資することを目的としています。

**2 研究助成対象**

以下の2つの条件を満たす者を対象とする(基本的には研究している者が申請すること)。

- 1) 愛知県内の研究者、医療従事者(医師、看護師、放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、栄養士、ソーシャルワーカー、臨床心理士等)、看護教員又は大学院生(博士・修士課程)等の学生である者。
- 2) 所属する総合大学の学部長、単科大学の学長、大学院の研究科長、研究所の所長、医療機関の長又は専門学校の長の推薦がある者。推薦者の押印は公印とする。

**3 研究領域**

- (1) がんに関する臨床・社会医学研究
- (2) がんに関する基礎研究
- (3) がん看護・チーム医療に関する研究

**※それぞれの研究領域毎に審査し交付者を決定する。**

**4 助成金額**

助成金総額800万円とし、1課題当り50万円を上限とする(少額の申請も可)。

ただし審査の結果、交付額を申請額より減額する場合がある。

※同一申請者での助成金交付は連続3年を上限とする。

**5 助成金の使途及び使用期限**

助成金の使途は研究計画遂行に直接必要な経費とし、当該年度末日までに適切に使用する。

間接経費(施設費等)は助成対象外とする。

助成金を使わなかった場合、余った場合は原則返却する。

**6 申請手続**

助成金交付申請は、所定の様式(A4)を使用し、必要事項を記入し申込期限までに、事務局宛に提出する。「交付申請書」は、作成に関する注意事項をよく読んで記入すること。記入漏れ・様式違い等、書類に不備があった場合は、審査対象から除外する。

様式は本財団ホームページから当該年度のものをダウンロードすること。

申請書を提出した者に対して、助成金交付のために参考となる書類の提出を求める場合がある。提出書類は返却しない。

## 7 申込期限

平成29年4月1日～4月28日(金)必着(当日消印有効)

## 8 選考及び交付の決定通知

本財団に設置するがんその他の悪性新生物研究助成審査委員会において、研究領域毎に研究助成金の交付者を決定し、申請者及び推薦者にそれぞれ交付決定の通知をする。

助成金交付者の氏名、所属、職、研究課題、助成額は本財団ホームページに掲載する。

## 9 研究助成金の交付

決定した交付額により改めて「交付申請額内訳書」を作成し提出する。

確認が出来次第、申請者の指定する個人口座に振込む(平成29年7月下旬以降の予定)。

## 10 実績報告

助成金の交付を受けた者は、当該年度に得られた研究結果を「研究実績報告書」にまとめ、平成30年4月末日までに必ず提出すること。実績報告書として内容が不十分と思われる場合は、再提出を求める。

同報告書は本財団ホームページで公開する。

## 11 助成金の精算

研究助成金の精算は平成30年3月末日までに行い、「研究助成金精算書」を平成30年4月末日までに必ず提出すること。

「研究助成金精算書」は支出に係る証拠書類(領収書など)を添えて提出すること。

## 12 研究成果の発表

採択された研究課題に関して、外部で発表する場合には、「公益財団法人愛知県がん研究振興会(英文の場合はAichi Cancer Research Foundation)の助成による」旨を書き添えると共に、刊行物等への掲載、外部で発表した後に、成果物等関連情報(写し可)を当財団に送付すること。

## 13 その他

研究の成果物としての論文が公刊された時、別刷1部を提出する。

研究が計画どおり遂行されたか疑義が生じたり、助成金の目的外使用が判明した際には返還を求める。

Q&A集を作成しましたので、併せて確認すること。

## 14 申請書提出先及び問合せ先

〒464-8681 名古屋市千種区鹿子殿1番1号 愛知県がんセンター内

公益財団法人 愛知県がん研究振興会 事務局

電話 052-762-6111 内線 2233 E-mail : info@acrf.or.jp

ホームページ <http://www.acrf.or.jp/>